

<p>附則（平成二六年二月一八日法務省令第三三三号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。 附則（平成二七年二月三日法務省令第五号）抄 （施行期日） 1 この省令は、平成二七年二月二十七日から施行する。 附則（平成二七年九月二五日法務省令第四二二号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二七年十月五日から施行する。 附則（平成二八年三月二四日法務省令第一三三号） この省令は、平成二八年四月一日から施行する。 附則（平成二八年四月二〇日法務省令第三二二号）抄 （施行期日） 1 この省令は、平成二八年十月一日から施行する。 附則（令和元年二月一三日法務省令第四六号） この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。 附則（令和三年一月二九日法務省令第二号） この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年二月十五日）から施行する。ただし、第一条中商業登記規則第六十一条の改正規定（同条第四項中「書面の」を「書面に押印した」に改め、同条第八項中「印鑑を提出した者」を「印鑑を提出した者がある場合にあつては当該印鑑を提出した者に限り、登記所に印鑑を提出した者がない場合にあつては会社の代表者」に、「当該印鑑」を「登記所に印鑑を提出した者がある場合であつて、当該書面に押印した印鑑」に改める部分を除く。）及び同規則第三百三条の改正規定並びに第八条の改正規定（一般社団法人等登記規則第三条中「読み替える」を、「同規則第三百三条中「取締役等」とあるのは「理事等」と読み替える」に改める部分に限る。）は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。 附則（令和四年八月三日法務省令第三四号）抄 （施行期日） 1 この省令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。 附則（令和五年六月二二日法務省令第三二二号） この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>別表第一（一般社団法人登記簿） 区の名 記すべき事項 名称 会社法人等番号 名称 名称 名称 名称譲渡人の債務に関する免責 主たる事務所の所在場所 電子提供措置の定め 公告方法 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項 法人成立の年月日</p>	<p>目的区 目的</p>	<p>役員区 理事、仮理事及び理事職務代行者 監事、仮監事及び監事職務代行者 代表理事、仮代表理事及び代表理事職務代行者 会計監査人及び仮会計監査人 清算人、仮清算人及び清算人職務代行者 代表清算人、仮代表清算人及び代表清算人職務代行者 職務の執行停止</p>
---	---	--------------------	---

役員責任区	その他役員等に関する事項（役員責任区に記録すべきものを除く。）
従たる事務所区	理事、監事又は会計監査人の法人に対する責任の免除に関する規定 理事（業務執行理事又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。）、監事又は会計監査人の法人に対する責任の制限に関する規定
法人履歴区	法人の継続
法人状態区	合併した旨並びに吸収合併消滅法人の名称及び主たる事務所 存続期間の定め 解散の事由の定め 理事会を置く法人である旨 監事を置く法人である旨 会計監査人を置く法人である旨 清算人会を置く法人である旨 解散（登記記録区に記録すべき事項を除く。） 設立の無効 設立の取消し 民事再生に関する事項（他の区に記録すべきものを除く。） 承認援助手続に関する事項（役員区に記録すべきものを除く。） 破産に関する事項（役員区及び登記記録区に記録すべきものを除く。） 業務及び財産の管理の委託に関する事項
登記記録区	登記記録を起した事由及び年月日 登記記録を閉鎖した事由及び年月日 登記記録を復活した事由及び年月日
別表第二（一般財団法人登記簿）	
区の名称	記録すべき事項
名称区	会社法人等番号 名称 名称譲渡人の債務に関する免責 主たる事務所の所在場所 公告方法 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項 法人成立の年月日
目的区	目的
役員区	理事、仮理事及び理事職務代行者 監事、仮監事及び監事職務代行者 評議員、仮評議員及び評議員職務代行者 代表理事、仮代表理事及び代表理事職務代行者 会計監査人及び仮会計監査人 清算人、仮清算人及び清算人職務代行者 代表清算人、仮代表清算人及び代表清算人職務代行者 職務の執行停止 その他役員等に関する事項（役員責任区に記録すべきものを除く。）
役員責任区	理事、監事又は会計監査人の法人に対する責任の免除に関する規定 理事（業務執行理事又は当該一般財団法人の使用人でないものに限る。）、監事又は会計監査人の法人に対する責任の制限に関する規定
従たる事務所区	従たる事務所の所在場所
法人履歴区	法人の継続

<p>登記記録区</p>	<p>法人状態区</p>
<p>登記記録を閉鎖した事由及び年月日 登記記録を復活した事由及び年月日</p>	<p>合併した旨並びに吸収合併消滅法人の名称及び主たる事務所 存続期間の定め 解散の事由の定め 会計監査人を置く法人である旨 清算人会を置く法人である旨 監事を置く清算法人である旨 解散（登記記録区に記録すべき事項を除く。） 設立の無効 設立の取消し 民事再生に関する事項（他の区に記録すべきものを除く。） 承認援助手続に関する事項（役員区に記録すべきものを除く。） 破産に関する事項（役員区及び登記記録区に記録すべきものを除く。） 業務及び財産の管理の委託に関する事項</p>